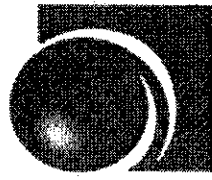


民主党 統合型リゾート(IR)・カジノ検討に係る
内閣・法務・国土交通部門合同会議資料

～当せん金付証券(宝くじ)の運営体制等について～



総務省

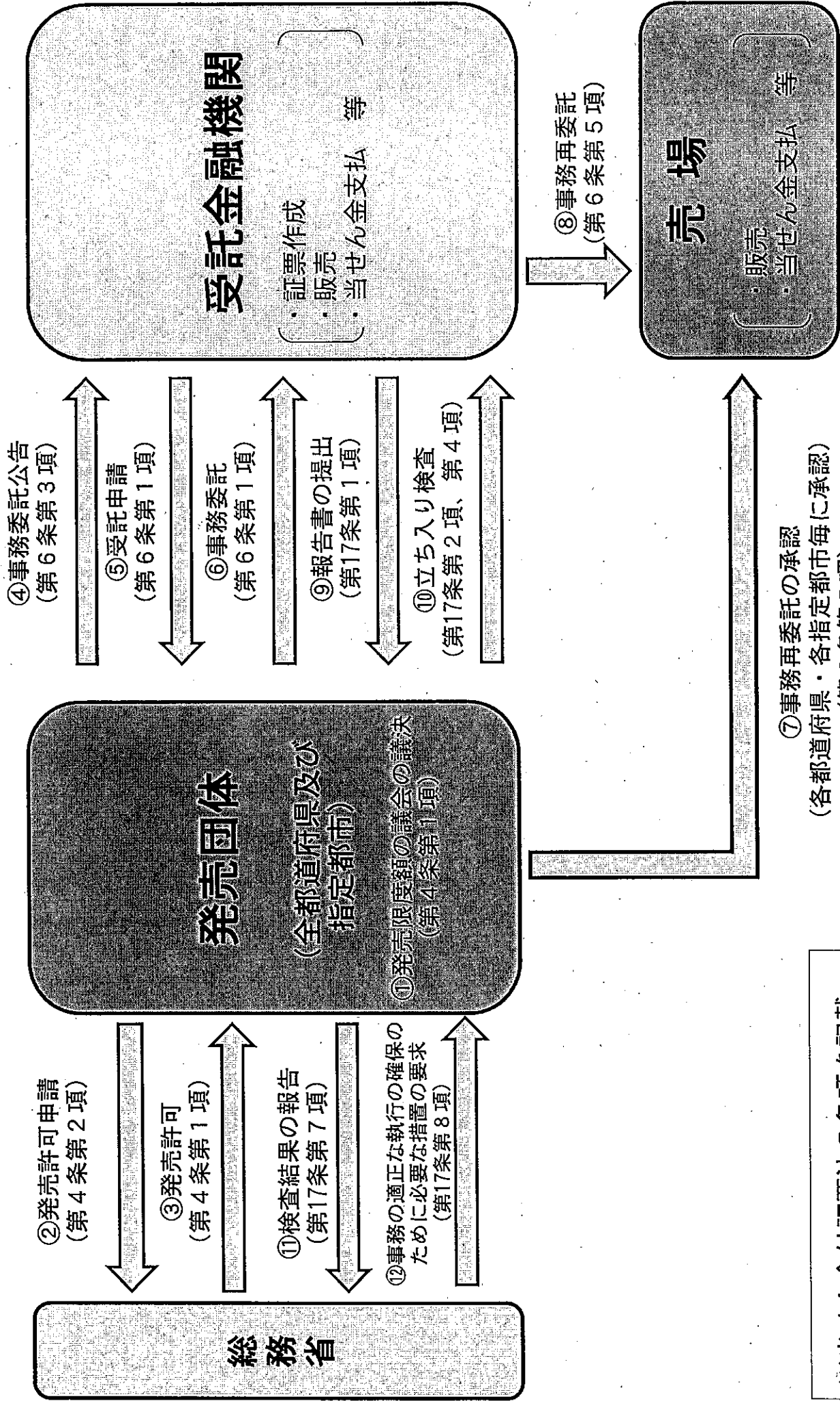
平成24年3月29日

総務省自治財政局地方債課

宝くじの概要について

<p>○発売主体</p>	<p>都道府県及び指定都市（全66団体）</p> <p><宝くじの運営></p> <p>①全国くじについては、地方自治法第252条の2の規定に基づき、「全国自治宝くじ事務協議会」を設置し、全国くじの発売の事務を共同して管理及び執行。</p> <p>②ブロックくじについても、同様に協議会を設置し発売の事務を共同して管理及び執行。（東京都を除く。）</p>
<p>○発売根拠</p>	<p>地方財政法32条及び当せん金付証券法（刑法187条（富くじ発売等の禁止）の特例）</p>
<p>○発売手続</p>	<p>発売団体の議会による発売限度額の議決、総務大臣の許可</p>
<p>○収益金の帰属</p>	<p>原則として、発売地域の都道府県及び指定都市に帰属</p>
<p>○収益金の使途</p>	<p>発売団体が実施する公共事業その他公益の増進を目的とする事業に幅広く充当することが可能</p>

宝くじ発売の運営体制



※当せん金付証券法の条項を記載。

当せん金付証券法 (抄) ①

(都道府県等の当せん金付証券の発売)

第四条 都道府県並びに地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法 (昭和二十三年法律第九号) 第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市 (以下これら^の市を特定市という。) は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業 (次項において「公共事業等」という。) の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。

2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

3 略

(当せん金付証券の売買)

第六条 当せん金付証券の作成、売りさばきその他発売及び当せん金品の支払又は交付 (以下「当せん金付証券の発売等」という。) については、都道府県知事又は特定市の市長は、銀行その他政令で定める金融機関 (以下「銀行等」という。) の申請により、その事務をこれに委託して取り扱わせる。

2 略

3 都道府県知事又は特定市の市長は、第一項の委託に先立ち、一定期日までに申請する銀行等に対し、当せん金付証券の発売等の事務を委託して取り扱わせ、かつ、当せん金付証券の売得金のうち、次の各号に掲げる金額の合計額に相当するものを帰属させる旨を、当該当せん金付証券の発売期間の初日の三月前までに公告しなければならぬ。

一・二 略

4 略

5 第一項の規定に基づいて委託を受けた銀行等 (以下「受託銀行等」という。) は、その委託に係る都道府県知事又は特定市の市長の承認を得て、他の者に当該委託を受けた当せん金付証券の発売等の事務の一部を再委託することができる。

6・7 略

当せん金付証券法（抄）②

（報告及び検査）

- 1 第十七条 受託銀行等は、都道府県知事又は特定市の市長に、その委託を受けた当せん金付証券に関し、各月及び要求されるごとに報告書を提出しなければならない。この場合において、各月の報告書は、十五日以内に、これを提出するものとする。
- 2 都道府県知事又は特定市の市長は、少なくとも年三回、職員をして、その委託した業務に関し、受託銀行等の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿その他の関係書類を検査させる。
- 3 略
- 4 都道府県知事又は特定市の市長は、特に必要があると認めるときは、その委託した業務に関し、第二項の検査のほか、職員以外の者で監査に関する実務に精通しているものに委託して帳簿その他の関係書類を検査させることができる。この場合において、検査の委託を受けた者は、受託銀行等に対し、帳簿その他の関係書類の提出を求めることができる。
- 5・6 略
- 7 都道府県知事又は特定市の市長は、第二項及び第四項の検査の結果を総務大臣に報告しなければならない。
- 8 総務大臣は、前項の報告を受けた場合において、当せん金付証券の発売等の事務の適正な執行を確保するため、特に必要があると認めるときは、同項の都道府県知事又は特定市の市長に対し、必要な措置を講ずることを求めることができる。